

平成30年11月14日

各位

ダイダン株式会社

協力業者への請負代金支払いに関する
電子記録債権及び約束手形の支払期日（サイト）短縮について

ダイダン株式会社（本社：大阪市西区、社長：藤澤 一郎）は、国土交通省の建設業遵守ガイドラインの改訂を受け、取引のある全業者を対象に、平成30年12月20日支払分より手形期間を120日から60日に短縮し、工事代金支払の適正化を率先して行います。

元請事業者として、協力会社への代金支払の適正化を率先して行うとともに、労働力不足が顕著となっている建設市場において協力会社との更なる良好な関係の構築・強化を目指して参ります。

<背景>

2017年3月、国土交通省（国交省）は、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、経営基盤の脆弱な中小企業を含む下請建設企業の経営安定・健全性確保などのため、元請会社に対してはその請負代金をできる限り速やかに支払うとともに、従事する方の賃金その他の労働条件に配慮するよう求めていました。

これを受け、支払期日短縮を行うゼネコンが増加しております。設備業界においても2017年12月、日本空調衛生工事業協会（日空衛）等、国交省が各団体に通知した「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」にて、期日短縮への取組みが要望されました。

しかしながら協力会社（下請建設企業）への支払期日短縮は、元請企業においては一時的な現預金の減少が生じることや、支払先が協力会社・メーカー・代理店など多岐に渡ることなどから、設備業界においては取組みが進んでいなかったとみられます。

<当社のとりくみ>

この度、当社は支払期日の短縮化に早期に取り組むことで、協力会社の経営の安定化・健全化を後押しするとともに、協力会社との一層の良好な関係強化を図り、建設市場の健全な発展に貢献したいと考えております。

<お問合せ先>

- ダイダン株式会社 施工技術本部購買部 川本
〒102-8175 東京都千代田区富士見2-15-10
Tel.: 03-3261-8231 E-mail: kawamotoryuji@daidan.co.jp

- ダイダン株式会社 業務本部経理部 新堀
〒550-8520 大阪市西区江戸堀1-9-25
Tel.: 06-6447-8000 E-mail: shimborihirokyuki@daidan.co.jp

以上